

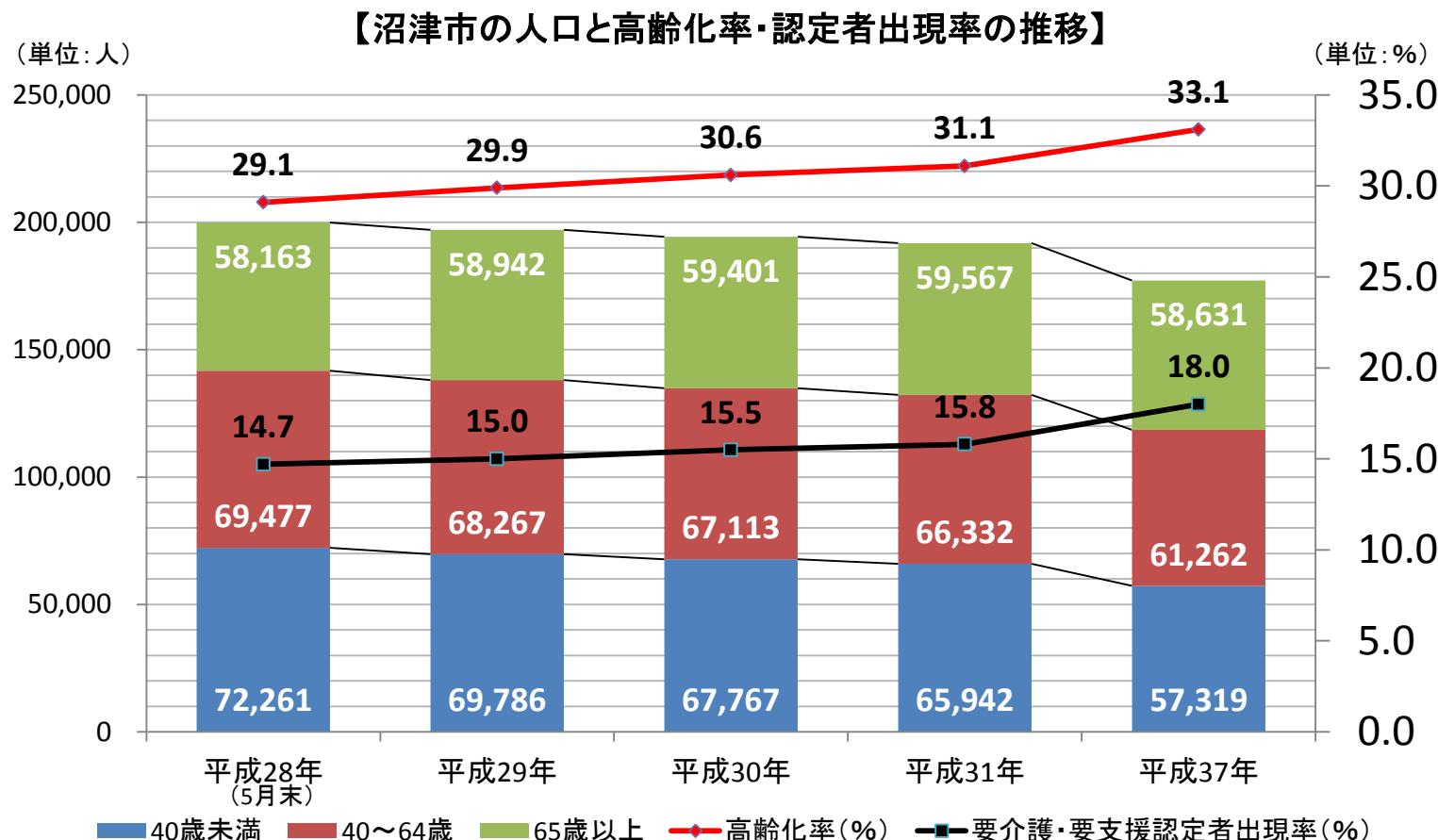
住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らすために
「介護予防・日常生活支援総合事業」(案)
について

平成28年6月
沼津市長寿福祉課

1. 「介護予防・日常生活支援総合事業」実施の背景

＜高齢者の現状と今後の課題＞

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、要介護・要支援認定者の増加が予想されるなか、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するとともに、高齢者を社会全体で支え合う介護保険制度の持続可能性を確保することが求められています。

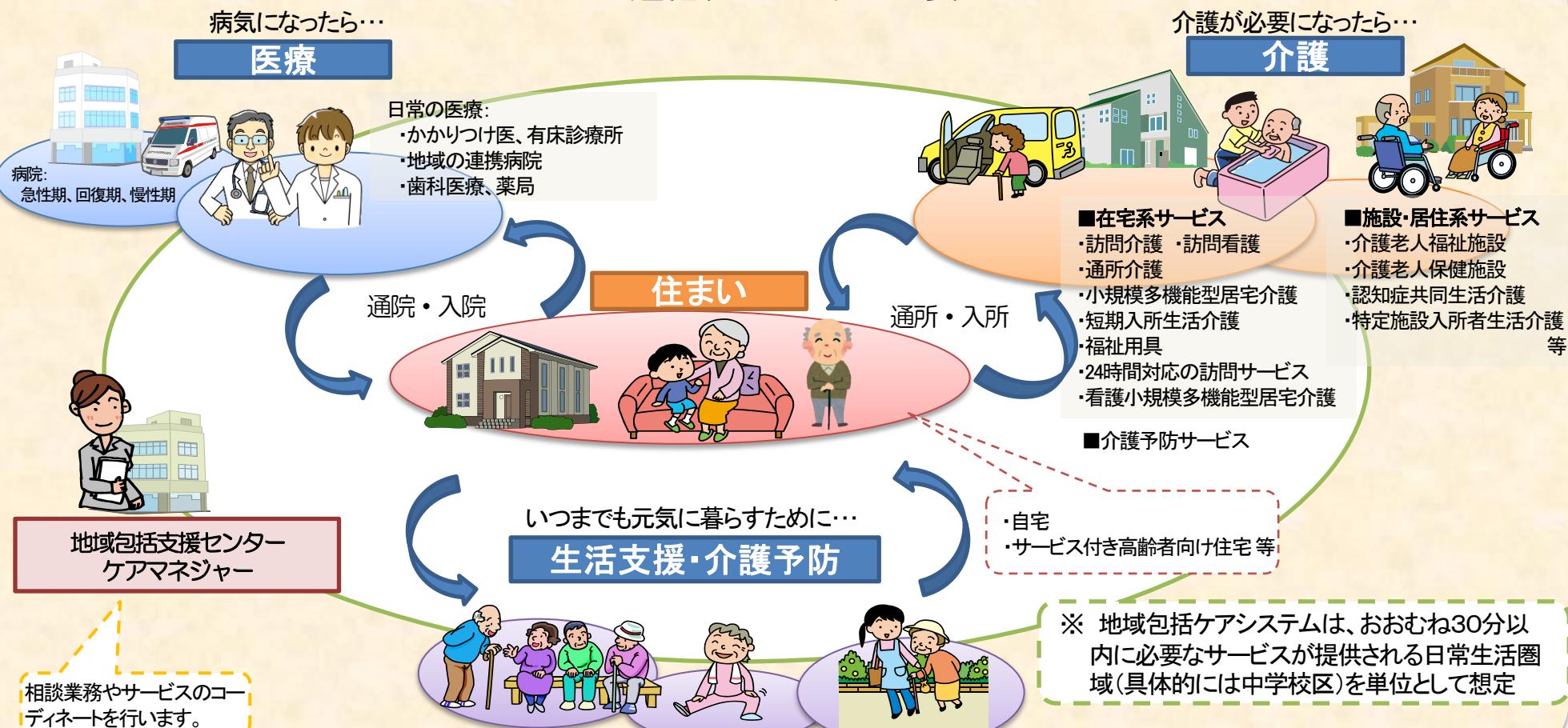


＜高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現＞

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、住まいを中心として医療・介護・生活支援・介護予防が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされます。

「地域包括ケアシステム」は、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、地域住民、介護サービス事業所、医療機関、行政等と協力し構築するもので、市及び地域包括支援センターが中心的な役割を担い進めて参ります。

【地域包括ケアシステムの姿】

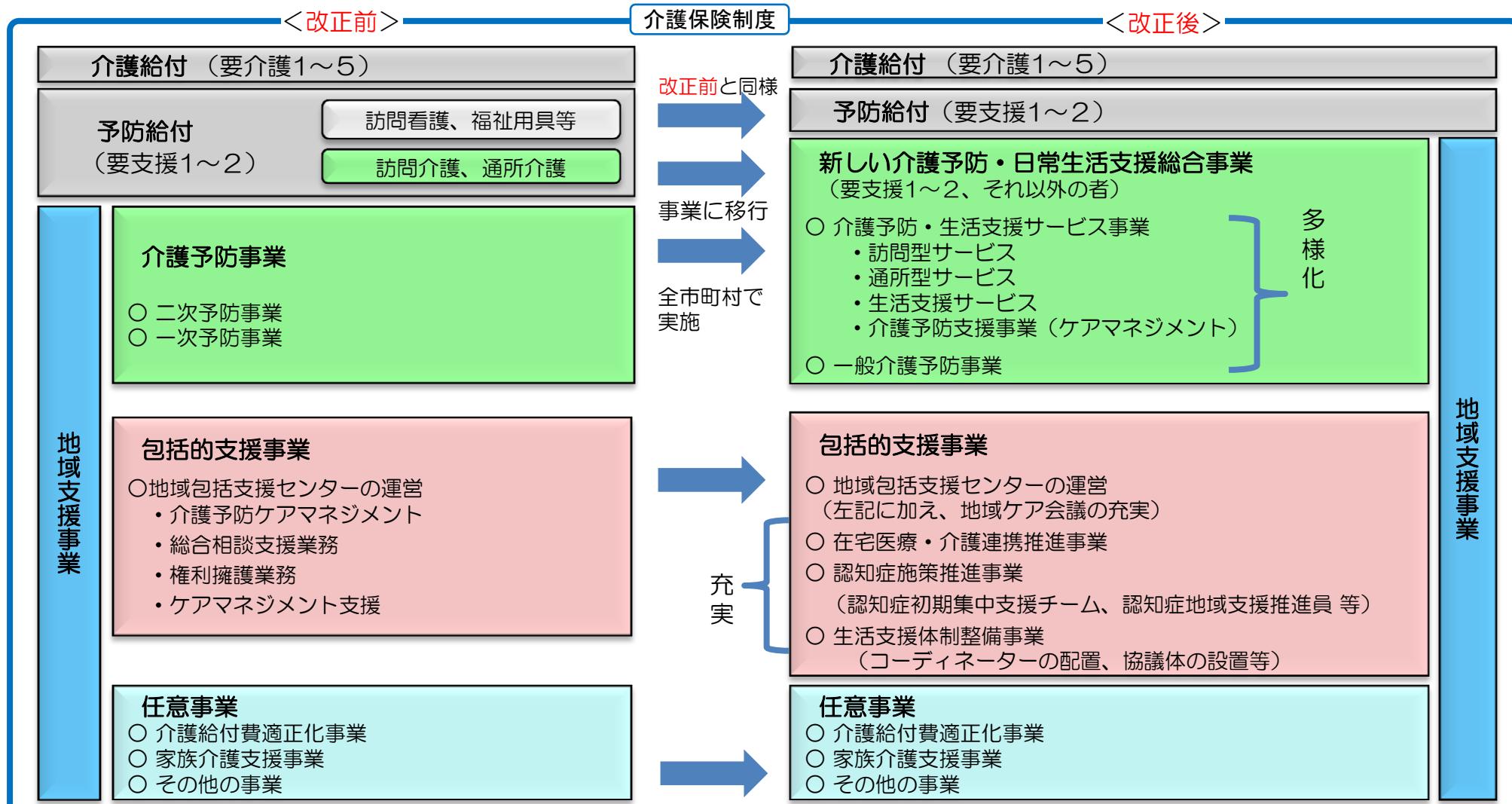


※厚生労働省資料を一部改変

<予防給付の見直しによる、介護予防・日常生活支援総合事業の新設>

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みのひとつとして、予防給付の見直しが行われ、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施が義務付けられました。

これまで、全国一律の基準で行われていた訪問介護・通所介護について、既存の介護サービス事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した高齢者支援を行うようになりました。



2. 「介護予防・日常生活支援総合事業」の目的と内容

＜介護予防・日常生活支援総合事業の目的＞

沼津市では、「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、これまでの予防給付の見直しを行い、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。

実施に当たっては、以下の目的の実現に向け、取り組んで参ります。

要介護状態になることを予防する事業を充実し、高齢者の自立を促進します。

- 高齢者の健康状態にあったサービス選択が可能となり、高齢者の自立促進につながります。
- 高齢者の生活スタイルに合わせたサービス選択が可能となり、利便性が向上します。
- 高齢者が在宅での生活を続けるために必要なサービス体制を整備することで、できるだけ住み慣れた地域で生活できるようになります。
- 高齢者の利用状況に応じたサービス単価を設定することで、利用者負担額の軽減につながります。
- 介護予防事業が充実することで、要介護認定に至らない高齢者が増加することにより、費用の効率化につながります。

社会参加の促進事業を充実し、高齢者の自立を促進します。

- 新たなサービスの担い手として高齢者を育成することで、人材の確保につながります。
- 新たなサービスの提供事業所等で高齢者を雇用するよう推進することで、高齢者の雇用拡大につながります。
- 介護の専門職以外の新たなサービスの担い手が増加することで、介護の専門職が中重度者へのサービス提供にシフトしていくことにつながります。
- 社会参加や就業により、高齢者が生きがいを持つことで、要介護認定に至らない高齢者が増加することにより、費用の効率化につながります。

＜介護予防・日常生活支援総合事業の内容：要支援者等へのサービス＞

沼津市では、平成29年4月から、要支援者等へのサービスとして、訪問サービス及び通所サービスを下記（案）のとおり実施を予定しております。

ケアプラン作成については、従来のとおり地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント（原則的なケアマネジメント）を行うことを予定しております。

訪問サービス類型（案）

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和型サービス
サービス提供者	管理者、訪問介護職員	管理者、従事者（沼津市指定研修修了者）
サービス内容	身体介護（食事・服薬の介助、入浴の介助等） 生活援助（買い物、調理、清掃、洗濯）	生活援助（買い物支援、調理支援、清掃・洗濯支援等、身体介護を伴わないもの）
サービス対象者	要支援者	要支援者等
実施主体	訪問介護事業者	訪問介護事業者
サービス費	現行のサービス費を準用 ※1回単位を新たに設定	現行のサービス費を70%に減じた額 ※1回単位を設定
利用回数	ケアプランに応じて、週1回～3回までを選択（1回60分以内） ※3回利用は原則として要支援2のみ	ケアプランに応じて、週1回～3回までを選択（1回60分以内） ※3回利用は原則として要支援2のみ

通所サービス類型（案）

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和型サービス	短時間型サービス	運動器機能向上型サービス
サービス提供者	管理者、生活相談員、機能訓練指導員、看護師、介護職員	管理者、従事者（沼津市指定研修修了者）	管理者、従事者（沼津市指定研修修了者）	管理者、機能訓練指導員等
サービス内容	身体介護（食事・服薬・入浴介助等） 生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション等	運動・レクリエーション等	運動・レクリエーション等	生活機能向上のための機能訓練、運動
サービス対象者	要支援者	要支援者等	要支援者等	要支援者等
実施主体	通所介護事業者	通所介護事業者	通所介護事業者	通所介護事業者、フィットネスクラブ
サービス費	現行のサービス費を準用 ※1回単位を新たに設定	現行のサービス費を80%に減じた額 ※1回単位を設定	現行のサービス費を80%に減じた額から時間等による遅減 ※1回単位を設定	現行サービス費から時間等による遅減 ※1回単位を設定
サービス提供時間	5時間以上	5時間以上	3時間以上5時間未満	90分以上
利用回数	要支援1	現行に準じる	最大週1回	最大週1回
	要支援2	現行に準じる	最大週2回	最大週2回

<介護予防・日常生活支援総合事業の内容：高齢者の社会参加に向けた取り組み>

高齢者の社会参加に向けた取り組みとしては、元気な高齢者が活躍できる場として、高齢者サロン等様々な活動拠点の構築支援を行って参ります。

また、様々な活動拠点で活躍する高齢者を育成するため、目的に応じた養成講座を開設するなど、人材育成に関する取り組みを併せて実施します。

実施目的	内容
高齢者の活動の場の拡大	<ul style="list-style-type: none">• ボランティアの活動拠点の拡大 高齢者サロン及び認知症カフェ登録制度の実施と登録団体の拡大によるボランティア活動拠点の確保（平成28年度中に実施）、新たな介護予防サービス事業所でのボランティア受け入れ促進• 雇用の場の創出 新たな介護予防サービス事業所での高齢者雇用に向けた支援、地域や社会福祉協議会等による生活支援サービス提供体制の構築支援と高齢者雇用に向けた支援
人材育成 (介護予防サポーター養成講座と健康体操サポーター養成講座については平成28年度中に実施予定)	<ul style="list-style-type: none">• 介護予防サポーター養成講座の開設 高齢者サロン、認知症カフェ、新たな介護予防サービス事業所等で活動するボランティアや新たな介護予防サービス事業所従事者の育成• 健康体操サポーター養成講座の開設 高齢者サロン、認知症カフェ、新たな介護予防サービス事業所等での健康体操指導ボランティアの育成• セカンドライフ講座の実施 第二の人生をスタートする概ね60歳以上の方に対し、生きがいづくりとして社会参加等の意義及び効果を啓発する。